

【お詫び】 運航乗務員による出発予定時刻 12 時間以内の飲酒事案について

2019 年 1 月 25 日

2019 年 1 月 2 日（水）、ADO12 便（定刻 新千歳空港 8：00 発＝東京国際（羽田）空港 9：35 着）において、当該便に乗務した運航乗務員（機長）が、弊社運航規程にて定められている「出発予定時刻 12 時間以内の飲酒の禁止」に違反して乗務した事案が発覚いたしました。

当該機長については、乗務前のアルコール検査において測定値 0.07mg/l を示しておりましたが、社内規則にて定めている基準値（0.10mg/l）内であったため、予定通り ADO 12 便に乗務いたしました。また、当該機長は ADO12 便到着後、引き続き ADO19 便（東京国際（羽田）空港発＝新千歳空港着）および ADO20 便（新千歳空港発＝東京国際（羽田）空港着）へ乗務いたしました。

その後、2019 年 1 月 22 日および 23 日に実施された国土交通省航空局による立ち入り検査において、本事案に関して社内規則にて定めている基準値内ではあるもののアルコール検査において反応があった点について、前日の飲酒状況等を調査し報告する過程にて、当該機長が出発予定時刻 12 時間以内の飲酒をした事実が認められました。

弊社では、2019 年 1 月 14 日にも運航乗務員が社内規則にて定められている乗務前のアルコール感知器を使用した検査を実施せずに乗務した事案が発生しており、また航空業界を挙げて飲酒事案に対して対策に取り組んでいる中、運航乗務員が遵守すべき規程を違反して飲酒をしたことにつきまして、お客様ならびに関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、本事案を含め更なる調査・要因分析を引き続き進め、再発防止策を早急に検討し、二度とこのような事案を生じさせないように取り組んでまいります。

株式会社 AIRDO